

山田町総合観光パンフレット作製業務仕様書

1 業務名

山田町総合観光パンフレット作製業務

2 業務の目的

本業務は、山田町の魅力を広く県内外に発信するための総合観光パンフレットを作製し、観光誘客を図ることで、交流人口の増加及び地域の活性化に資することを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和2年3月31日

4 業務内容

- (1) 総合観光パンフレットの作製（企画、デザイン、取材、撮影、原稿作成、印刷製本等）
- (2) その他、パンフレット作製に必要な業務

5 仕様

- (1) 規格：A4、両面カラー
- (2) ページ数：10ページ（8ページ、裏表紙片観音折り）
- (3) 紙質：マットコート90kg
- (4) 綴じ方：中綴じ

※提案により、仕様の変更を認めるものとする。

6 成果物

- (1) パンフレット 12,000部
- (2) 電子データ PDFデータ、版下データ、写真データ等一式（CD-R 又は DVD-R）

7 納入場所

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
山田町役場 水産商工課

8 掲載項目等

(1) 表紙

他のパンフレットの中に埋もれてしまわないように人を惹きつける独創的なデザインとすること。

(2) 山田町の紹介

山田町についての説明を記載すること。

(3) 山田町の地図

町内全域の地図に観光スポットや商店街、飲食店などの施設を記載すること。

(4) 山田町までのアクセス

主要都市から山田町までのアクセス方法について交通手段別に記載すること。

(5) 観光施設等の紹介

山田町における観光施設及び観光スポットについて記載すること。また、三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルについても記載すること。

(6) 体験観光の紹介

山田町が推進している体験観光について記載すること。

※なお、掲載項目及び内容については、受注者からの提案をもとに町と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

9 留意事項等

- (1) 本業務の成果品に関する著作権等の権利は、受注者固有の知識、技術を除き、全て山田町に帰属するものとし、受注者は山田町の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本業務の契約が終了した、又は解除された後についても同様とする。
- (4) 受注者は、本業務を実施にあたっては、山田町と密接に打合せを行うなど相互の信頼関係を維持し、円滑な業務遂行に努めるものとする。
- (5) 山田町は、本業務に必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は、業務完了後遅滞なく当該資料を山田町に返還しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務の履行にあたり疑義が生じたとき、又は本仕様書に記載されていない事項が生じたときは、山田町と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 本業務にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。